

壬生町ウィズ・コロナ安全安心対策事業実施要領

(募集期間)

受付期間：令和2年9月15日（火）～令和3年1月15日（金）

申請締切：令和3年1月15日（金）〔締切日17時必着〕

(事業実施期間)

令和2年4月1日（水）から令和2年12月31日（木）まで。

(実績報告提出期限)

助成事業終了後1ヶ月以内、又は、令和3年1月15日（金）のいずれか早い日。

なお、申請期間中で助成申請額が予算額に達した場合、募集を締め切らせていただきます。

(申請書提出先・問い合わせ先)

名 称 壬生町商工会

住 所 〒321-0228 壬生町大師町3-13

電話番号 0282-82-0475

◇問い合わせの対応時間は、8:30～12:00、13:00～17:15（土日祝日除く）となります。

(ご注意)

◇申請書、本申請要領は、壬生町商工会でお受け取り頂くか、壬生町商工会ホームページよりダウンロードして下さい。

◇申請にあたり申請者より提出された申請書類等は返却しないものとします。

令和2年9月15日
壬 生 町 商 工 会

本事業について

1. 事業の目的

壬生町商工会では、町内に常設店舗を構え、店舗で不特定多数の町民と対面で物品の販売やサービスの提供を行う業種において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の取り組みに対する必要な経費の一部を助成することにより、事業者の衛生意識の向上と、安全で安心な町民生活の実現を図ることを目的とする。

2. 助成対象者

町内に事業所を有する中小・小規模事業者であること。

主として以下のいずれかを営むものであること。

①小売業 ②宿泊業 ③飲食サービス業

④生活関連サービス業（洗濯業・理容業・美容業・エステティック業・リラクゼーション業・ネイルサービス業・旅行業・物品預かり業・冠婚葬祭業・運転代行業・タクシー業・ペット美容室 等）

⑤療術業（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 等）

(3) 感染予防対策として次に掲げる対策を実施している事業所であること

ア 消毒液の設置

イ 施設の消毒

ウ 従業員の体調管理

エ 混雑の予防

オ 定期的な換気

カ ソーシャルディスタンスの確保・飛沫防止対策

3. 助成対象事業

1. 感染防止対策に伴う衛生消耗品

2. 感染防止対策に伴う物品・機械購入費

3. 感染防止対策に伴う設置・改修費

4. その他、施設の感染予防対策に必要なと認める経費

注) ・通常の生産活動のための投資の費用や、単なる取替え更新の購入は補助対象となりません。

・他の補助金の助成を受けている場合は対象となりません。

【各費目の説明】

1. 衛生消耗品

- ①消毒液・アルコール液の購入費
- ②マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費
- ③清掃作業の手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入費
- ④トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費
- ⑤その他感染予防対策を実施するために必要な衛生消耗品にかかる経費

2. 物品・機械購入費

- ①仕切り用のアクリル板、透明ビニールシート等の購入費
- ②消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費
- ③非接触型体温計、サーモカメラ等の購入費
- ④キャッシュレス決済導入費
- ⑤テイクアウトやケータリング事業の開始に伴う容器、袋、包装パッケージ代、保冷庫等の購入費
- ⑥空気清浄機の購入費
- ⑦感染防止を呼びかけるチラシ作成費
- ⑧その他感染予防対策を実施するために必要な物品、機械購入にかかる経費

3. 設置・改修費

- ①換気設備設置（換気扇、エアコン）の購入施工費
- ②パーテーション購入設置費
- ③手洗い場の設置・修繕費
- ④その他感染予防対策を実施するために必要な施設の改修、修繕にかかる経費

4. その他、施設の感染予防対策に必要と認める経費

- ①事業遂行に直接必要な機械・設備等のリース料・レンタル料（補助事業期間中のみ対象）
借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、契約期間が補助事業期間を超える場合は、按分等の方式により算出します。
- ②消毒作業の外注、クリーニングの外注
- ③従業員指導等のための専門家活用
- ④インターネット販売の強化に要する経費や、WEB予約システムの導入経費等
注）自社内部の取引は対象となりません。
（助成事業者以外から調達した経費のみ補助対象となります）

4. 助成対象経費

(1) 補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- | |
|---|
| ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 |
| ②令和2年4月1日以降に発生し対象期間令和2年12月31日までに支払、使用等が完了した経費 |
| ③証拠資料等によって金額が確認できる経費 |

(2) 補助対象となる経費について

補助対象となる経費は、補助事業期間中に発生する感染防止対策の取組に要する費用の支出に限られます。補助事業実施期間中に実際に使用し、感染防止対策の取組をしたという実績報告が必要となります。ただし、今回の公募においては、特例として、令和2年4月1日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。

5. 助成率等

壬生町ウィズ・コロナ安全安心対策事業に係る助成率等は以下のとおりとなります。

助 成 内 容	
助成率 助成上限額	助成対象事業費が税抜き2万円以上でその5分の4もしくは20万円のいずれか低い額とする。 なお、衛生消耗品の助成額は2万円までとする。 町内に複数店舗を有する事業者は、店舗数に関わらず20万円を上限とする。

6. 申請手続

(1) 受付期間

受付期間：令和2年9月15日（火）～令和3年1月15日（金）

申請締切：令和3年1月15日（金） [締切日17時必着]

(2) 申請書提出先・問い合わせ先

名 称 壬生町商工会

住 所 〒321-0228 栃木県下都賀郡壬生町大師町3-13

電話番号 0282-82-0475

受付時間は、8:30～12:00、13:00～17:15（土日祝日除く）です。

- ・ 壬生町ウイズ・コロナ安全安心対策事業実施要領を必ずご覧頂き申請下さい。
- ・ 本事業の申請書の受付期間内に壬生町商工会にご提出下さい。
- ・ 同一事業者からの申請は1回までとします。

7. 審査

(1) 審査方法

本事業実施要綱第6条の規定により、提出資料にもとづいて審査しを行います。申請内容に関するヒアリングは実施しませんので、不備のないよう十分ご注意ください。

(2) 前項の規定により補助金の交付の可否を個別に通知します。

但し、採択結果の内容についての問い合わせは応じかねます。

(3) 予算の都合等により希望金額から減額される場合があります。

8. 助成事業者の義務

(1) 助成対象事業の経理

助成事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業終了後5年間保存しなければなりません。

なお、助成金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

9. 提出書類

- 壬生町ウイズ・コロナ安全安心対策事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- 補助経費にかかる領収書の写し(購入品目が分かるもの。)
- 機械、改修工事に関しては、導入状況が分かる写真(設置状況がわかるもの)
- 営業確認書類(商工会員は提出不要)
 - 法人：確定申告書別表1に受付印のあるもの
 - 個人事業：確定申告書第1表に受付印のあるもの
- 受領印が無い場合は、e-taxにより申告したメール詳細、公的証明
- 開業1年未満の場合は、受付印のある設立届出書又は、営業許可証
- 町民税の納税証明書の控え(納付済みの納付書のコピー等)
- 補助金を振り込む口座の通帳の写し(店番、口座番号、口座名義人カタカナ名が確認できる部分)

附 則

(実施時期)

本要領は、令和2年9月15日より実施する。